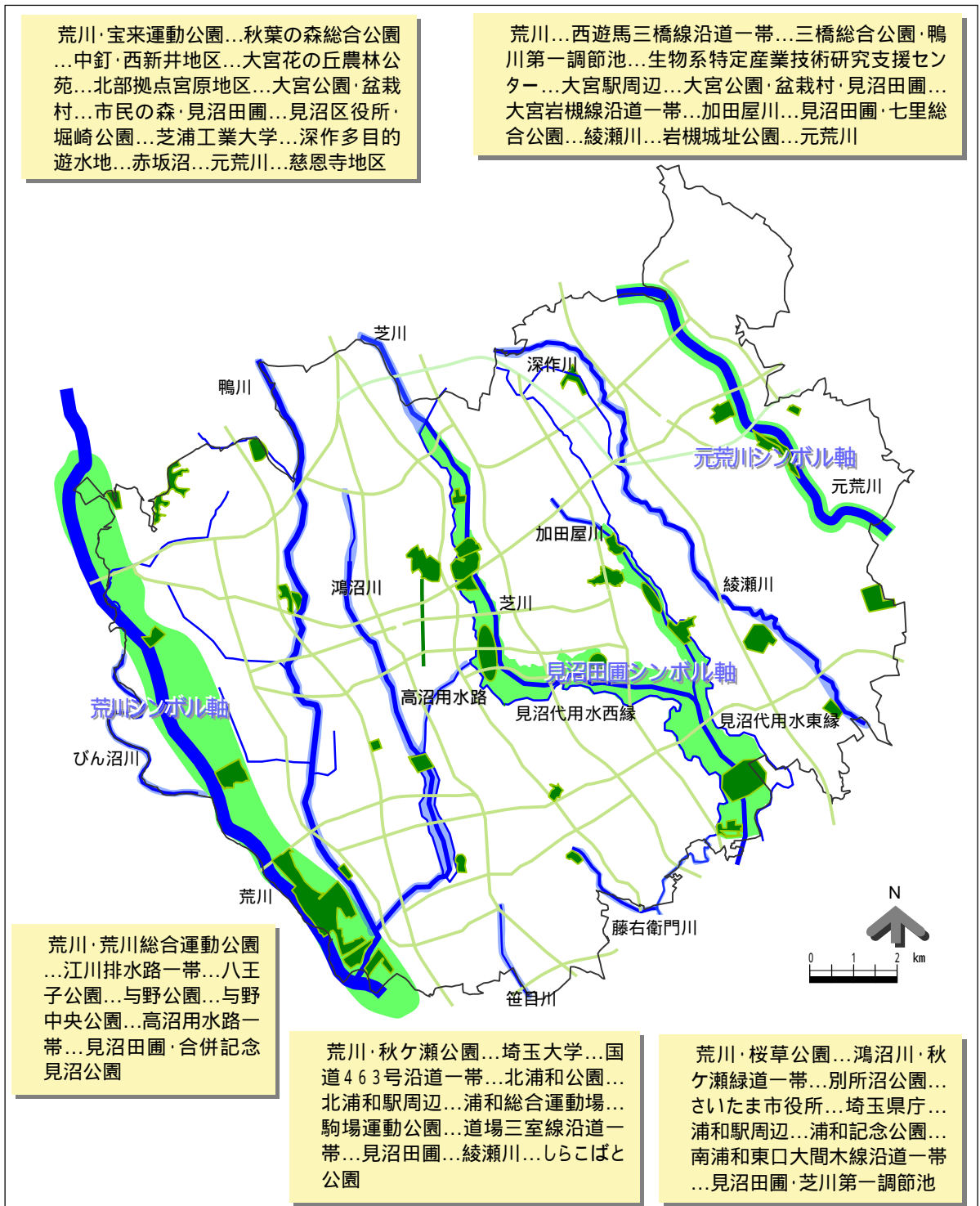


基本方針 3 . 緑と水と風が息づくネットワークをつくります

(1) 東西を結ぶ緑の帯づくり

見沼田圃を中心として、荒川と元荒川を東西に結ぶ緑のつながりを確保することは、緑の骨格軸を通して流れてきた風を市街地に導く風の道となり、生き物の生息や移動のつながりのある緑の空間となるなど、本市の緑のネットワークがより大きな効果をもたらすと考えられます。そこで、南北につながる緑のシンボル軸・骨格軸と東西をつなぐ緑の保全や緑化の推進などを積極的に進め、連続した緑の帯づくりに努めます。

緑の帯のネットワーク



まとまりのある緑の保全・育成

緑の帯にかかわる地域では、まとまりのある緑やつながりのある緑を保全するとともに、良好な緑としての育成に努めます。

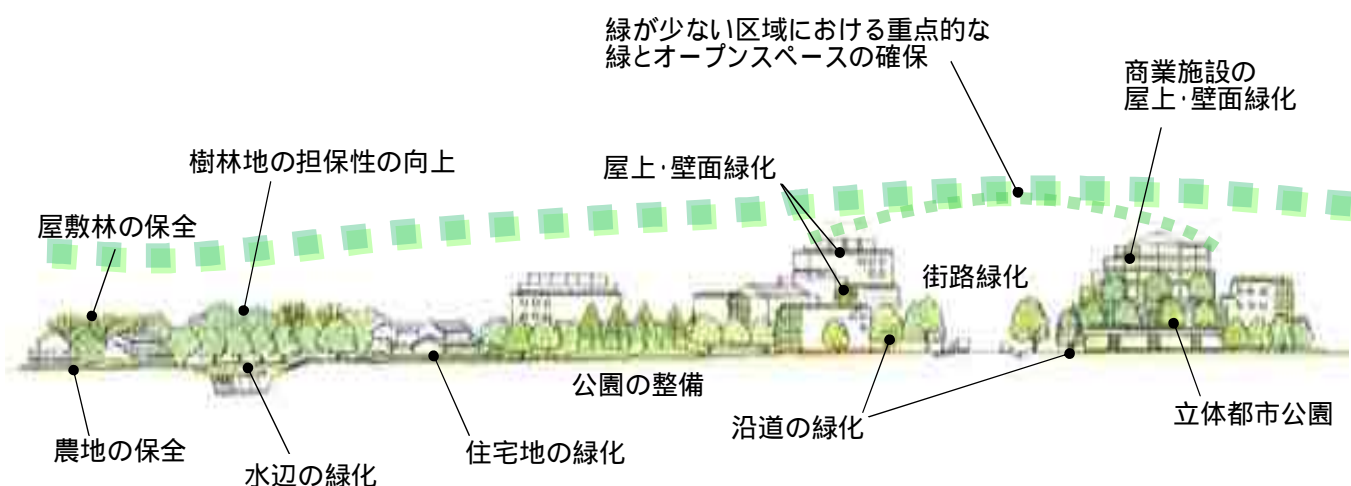
- ・ 樹林地の保全と担保性の向上
- ・ 農地の保全
- ・ 大学や研究所などの大規模な施設の緑の保全と育成
- ・ 河川・水路周辺の緑の保全
- ・ 住宅地の緑の保全と育成
- ・ 公園などのオープンスペースの維持と整備の充実

連続性のある緑や水面の創出

市街地では、緑や水面の連続的な確保に努めます。特に緑が少ない都心部においては、積極的に緑の確保に努め、ネットワークの形成を推進します。

- ・ 大宮駅周辺や浦和駅周辺などにおける緑化地域の指定検討
- ・ 街路樹の整備と沿道の緑化推進
- ・ 緑の核となる公園緑地などのオープンスペースの確保
- ・ 河川・水路周辺の緑化推進
- ・ 水面を有する調整池・調節池周辺の整備
- ・ 屋上緑化・壁面緑化などによる施設の緑の整備
- ・ 開発などに合わせた緑の確保

緑の帯の形成イメージ



用語解説

- オープンスペース
(P172)
緑化地域
(P176)
調整池・調節池
(P174)
立体都市公園
(P176)

(2) 安全で健康的な暮らしを支える緑の道のネットワークづくり

街路樹を中心とした道の緑は、目に触れやすい身近な緑であり、整備要望の多い緑です。また、良好な景観形成や大気の浄化に大きな役割を果たし、風の通り道やエコロジカル・ネットワークの一端を担っています。

さらに、延焼防止や避難路の確保といった防災上の観点からも重要な緑です。一方では、街路樹の生育環境は必ずしも十分に配慮されているとはいえず、沿道の土地利用によっては、樹木はむしろ邪魔に扱われている場合もあります。このため、今後は道路美装化推進の基本方針に基づき、沿道や街路樹としての生育環境に配慮しながら、ゆとりのある歩道空間の確保と街路樹の整備を推進し、安全で健康的な暮らしに役立つ道のネットワークづくりに努めます。

都市計画道路の緑化推進

都市計画道路については、高木・低木・つる性植物などを利用した多様な手法による充実した街路樹の整備に努めます。また、地域にふさわしい樹種を選定し、地域に愛され快適に歩くことができる緑の道づくりを進めます。

- ・既存の緑の保全・活用
- ・地域にふさわしい樹種の選定
- ・管理費が軽減でき、樹木の生長に配慮した植栽地の構造と土壌の確保
- ・透水性・保水性舗装や浸透柵・浸透側溝の整備

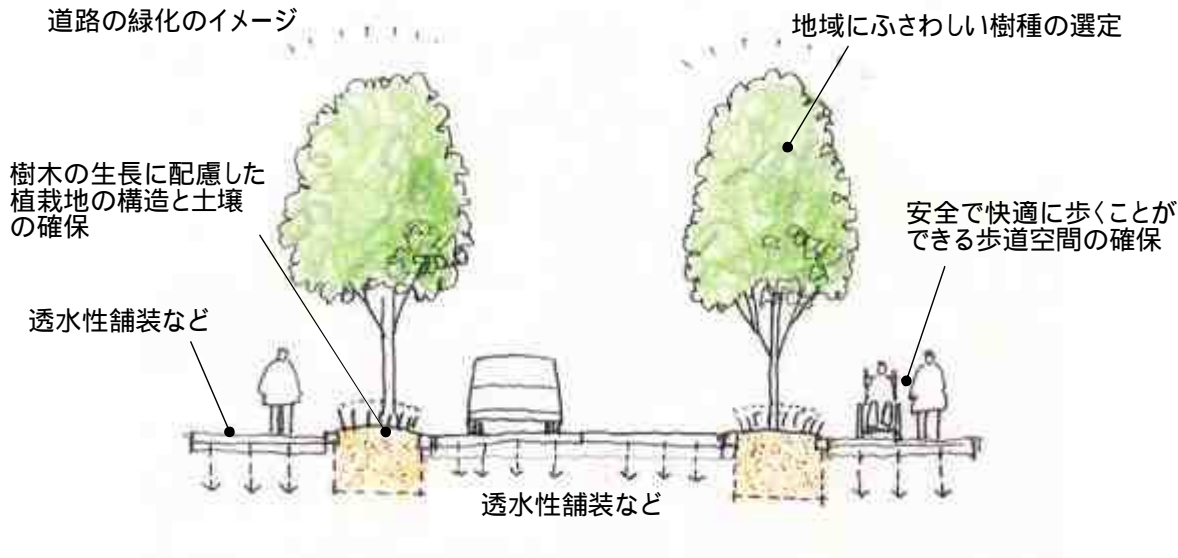


第二産業道路の緑化(緑区)



加茂宮広路線の緑化(北区)

道路の緑化のイメージ



用語解説

地球温暖化
(P174)
都市計画道路
(P175)

身近な道路の緑化推進

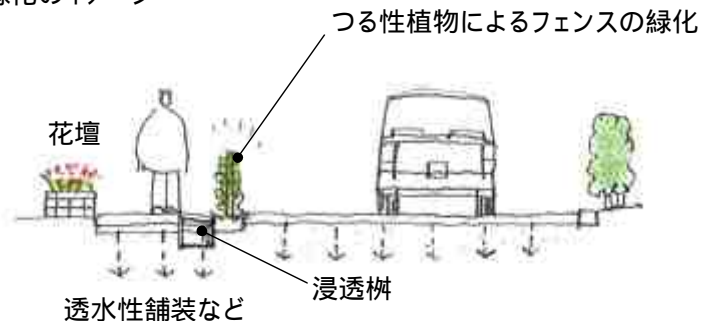
都市計画道路以外の道路で、歩道の幅員が十分に確保できない道路については、さまざまな工夫によって緑を確保するよう努めます。

- ・ 緑を確保した歩車共存道路の整備
- ・ フェンスとつる性植物を活用した緑化
- ・ 花壇などを活用したフラワーロードの整備
- ・ 透水性舗装や保水性舗装、浸透樹・浸透側溝の整備



フェンスを緑化した道路(大宮区)

身近な道路の緑化のイメージ



自動車専用道路の緑化推進

市内には、自動車専用道路として高速埼玉中央道路・高速埼玉東西連絡道路・東京外環自動車道・東北自動車道が通過しています。このような自動車専用道路については、周辺の環境に対する影響を緩和するために、道路事業者の協力により、緑化に努めるものとします。

- ・ 法面の緑化や遮音壁周辺の緑化
- ・ 緩衝帯となる緑地の整備
- ・ インターチェンジ周辺の緑化
- ・ 高架下の空間におけるビオトープの創出などの有効利用の検討

街路樹の適切な維持管理の推進

道路空間では街路樹の生長や機能に配慮した適切な維持管理に努めます。また、市民が街路樹などの維持管理に参加することができる仕組みづくりを検討します。

- ・ 剪定のあり方などを含めた維持管理の充実
- ・ 維持管理に関する指針などの策定
- ・ 市民参加による里親制度の検討
- ・ 地域にふさわしい樹種の選定

用語解説

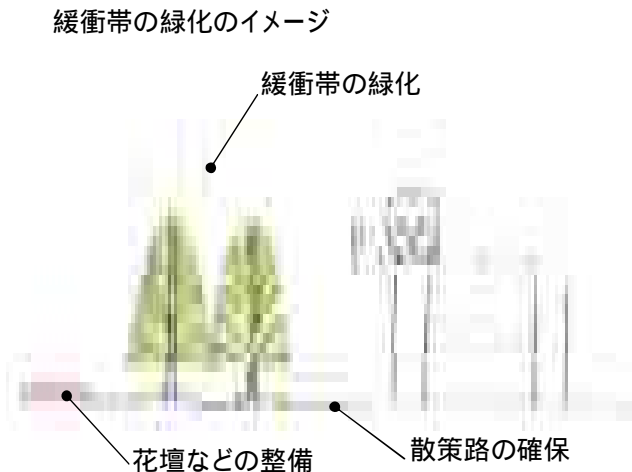
- ビオトープ (P175)
里親制度 (P173)

緩衝緑地の整備

市民の暮らしの安全性や快適性の向上を推進するために、地域の環境に大きな影響を与える施設などについては、延焼遮断帯となる緩衝緑地などの確保に努めます。

新幹線沿線の緩衝帯の緑化

新幹線沿線に地域の環境の向上を図るために20mの幅員で設けられた緩衝空間を活用し、防災や景観の向上などに配慮した緑地の整備に努めます。



新幹線沿線に整備した与野本町駅前公園
(中央区)

大規模な施設などの緩衝緑地の確保

工場や研究施設、幹線道路沿道において、周辺の環境を守るために、緩衝緑地などの確保に努めます。

防災の道づくり

市街地において延焼の遅延効果を高め、避難路としての安全性を確保するため、道路の緑化と道に面した部分の樹林地・農地の保全や緑化に努め、緑の防災ネットワークの形成に努めます。

- ・ 街路樹の整備と沿道の緑化推進
- ・ 生産緑地などの農地や樹林地の保全
- ・ 生垣などによる沿道の緑化推進
- ・ 生垣緑化助成制度の充実
- ・ 道路と連続する身近なオープンスペースの確保



中山道の街路樹(大宮区)

用語解説

緩衝緑地
(P172)

(3) 彩りのある緑の散歩道ネットワークづくり

遊歩道やサイクリングロードは、一部の区間に整備されているだけであるため、氷川神社周辺などの歴史・文化資源が豊かな地区や、見沼田圃・荒川・元荒川と市街地を結ぶ道などにおいても整備が求められます。

今後は、街路樹や歩道のある道路と連結させながら、歩行者と自転車にとって安全で快適に移動できる全市的な緑のネットワークの形成に努めます。

緑道などの整備

歩行者が安全で快適に歩くことができ、自転車の走行にも配慮した緑道などの整備を推進します。特に、河川や水路は歩行者の安全で快適なネットワークの形成に重要な役割を果たすため、河川・水路を積極的に活用しながら、ネットワークの形成に努めるものとします。

- ・既存の緑道などの延伸の検討
- ・水辺の遊歩道・サイクリングロードの整備
- ・親水施設や緑化の推進
- ・多自然型工法による水環境の整備
- ・小規模水路の上部を活用した遊歩道などの整備
- ・透水性舗装や保水性舗装、浸透枳・浸透側溝の整備
- ・ユニバーサルデザインへの配慮



天王川コミュニティ緑道(浦和区)

地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ道のネットワークづくり

見沼田圃・荒川・元荒川などの緑や氷川参道・中山道・日光御成道などを活用し、市民との協働によって、散策路などの道のネットワークづくりを推進します。

- ・案内サインの整備
- ・ウォークラリー、自然観察会の開催などのネットワークを活用したプログラムの充実
- ・散策ルートの調査検討

鉄道沿線の緑化推進

鉄道事業者や地域と連携しながら、鉄道敷の空間である線路わきの空地の形態にあわせて花と緑で緑化を進めるとともに、高架下では樹種や植栽基盤、水の確保に配慮し、ネットワークの形成に努めます。



さいたま新都心駅付近の緑化(中央区)

用語解説

- 緑道 (P176)
ユニバーサルデザイン (P176)
協働 (P172)

(4) 水と風のネットワークづくり

本市には多くの河川・水路が流れており、身近に水に親しむことができるだけでなく、風の通り道となっています。このような河川・水路を活かし、市街地のすみずみに水と風が行き渡るように、水面の確保に努めるとともに、緑と水が一体となったネットワークの形成に努めます。

水面ネットワークの形成

市内に流れている多くの河川・水路の水量の確保に努め、さまざまな水面のネットワークを形成します。

- ・ 河川・水路の保全
- ・ 水田や湿地の保全
- ・ 水面のある公園や調整池・調節池周辺の整備

健全な水循環の確保

水循環に配慮した都市づくりを進めるために、雨水を地中に戻すことを基本としながら、雨水を有効に利用した整備を推進します。

- ・ 緑被地の確保
- ・ 湧水や伏流水の保全・再生
- ・ 地下水を涵養する樹林地や農地などの保全
- ・ 透水性舗装や保水性舗装、浸透樹・浸透側溝の整備
- ・ 歩道のせせらぎ水や公園の修景水としての利用

市街地を流れる緑の風の道づくり

ヒートアイランド現象の緩和を図るために、見沼田圃、荒川や元荒川、河川に流れる空気を、こちよい風として市街地の中に送り込んでいくことが重要です。このため、風の道となる緑の帯の強化に努めるとともに、緑の帯と連続する緑と水面の確保に努めます。

- ・ 街路緑化と沿道の緑化推進
- ・ 河川・水路周辺の緑の保全と整備
- ・ 基盤整備などと連動した風が通りやすいオープンスペースの確保

用語解説

地下水の涵養

(P174)

ヒートアイランド現象

(P175)

(5) いのちきらめくエコロジカル・ネットワークづくり

緑のシンボル軸・骨格軸や緑の帯を中心として、その環境としての質の向上に努めるとともに、樹林地・農地・調整池・調節池・街路樹・公共公益施設などの緑を有機的に結びつけ、さまざまな生き物の生息・生育に配慮した、いのちきらめくエコロジカル・ネットワークの形成に努めます。

生き物の生息地・生育地の保全・確保

エコロジカル・ネットワークを形成するためには、生き物の生息地に関する情報を把握することが必要です。緑のシンボル軸や骨格軸をエコロジカル・ネットワークの基軸とするため、緑の環境として保全と向上に努めるほか、現在、希少種などの生息や優れた植生が見られる区域については、その環境と周辺地域の緑の保全に努めます。

- ・ 環境影響評価の実施
- ・ 生き物の生息地として重要な緑の位置づけと保全方策の検討
- ・ 生息地・生育地周辺の樹林地・農地の保全
- ・ 調節池周辺などを活用したビオトープの創出

生き物が生息・生育できる施設の緑づくり

公園や公共公益施設などで確保する緑は、在来種をできるだけ利用しながら、生き物が生息できるよう配慮します。

- ・ ビオトープとなる都市公園などの整備
- ・ 河川・水路や調節池・調整池周辺における多自然型工法による整備
- ・ 公共公益施設や民間施設における生き物の生息に配慮した緑づくり

市街地のエコロジカル・ネットワークのイメージ



用語解説

エコロジカル・ネットワーク

(P172)

環境影響評価

(P172)

基本方針 4 . 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

(1) 緑を育む意識づくり

緑のまちづくりを推進していくうえで、緑に関する理解を深め、また関心や意識を高めていくことが最も重要なことです。このため、緑に関する情報の提供を充実させることや、緑と接するさまざまな機会の提供に努めます。

緑に関する情報提供の充実

緑に対する理解を深め、意識を高めていくために、さまざまな機会の提供や方法を活用しながら情報の提供と発信に努めていきます。また、特に市が有する情報については、市民にわかりやすく利用しやすいように提供するよう努めます。

緑に関する広報活動

市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取り組みを紹介するよう努めます。また、各種の助成制度や税制優遇制度などの活用を促進するために、わかりやすい情報の提供に努めます。

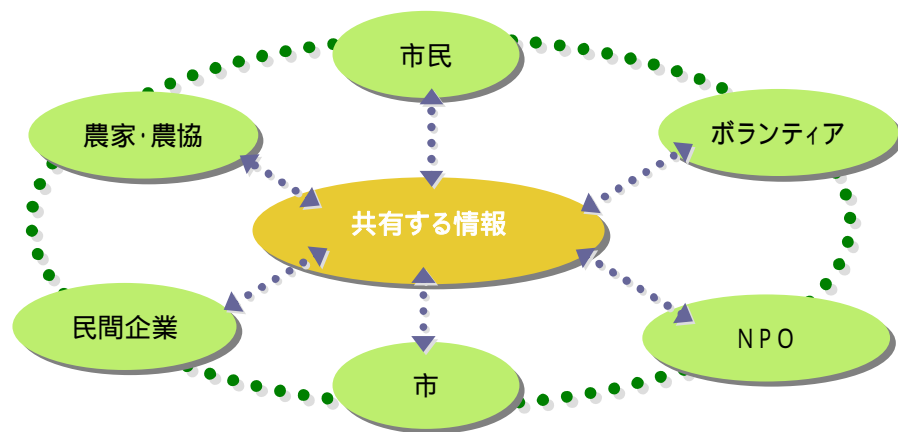
- ・「市報さいたま」の活用
- ・ガイドブックなどの発行
- ・緑情報のホームページの充実
- ・まちづくり広報誌の活用
- ・マスメディアを活用した広報

緑に関する情報ネットワークの確立

緑のまちづくりにかかわるボランティア・NPO・事業者・行政など、それぞれの主体の取り組み情報や意見などを一元化して提供し、共有することができる双方向の情報ネットワークの構築を検討します。

- ・インターネットを活用した取り組み状況の公表と意見収集
- ・緑の情報ネットワークの形成

緑の情報ネットワークのイメージ



用語解説

- パートナーシップ
(P175)
ネットワーク
(P175)
NPO
(P172)

緑に関する表彰制度の実施

緑にかかわる取り組みや活動を促進していくために、市民・団体・事業者などの緑の保全や緑化推進に関する優れた取り組みを積極的にPRするとともに、表彰していく制度の充実に努めます。

- ・優れた取り組みや活動に対する表彰制度の充実
- ・寄付に対する表彰制度の充実
- ・コンクールやコンテストなどの実施

緑にふれあう機会の提供

市民が緑に親しみ、身近に感じることができる機会として、さまざまなイベントや緑とふれあうことのできる事業などを実施します。これらのイベントは、市民の環境教育・環境学習の機会としても活用します。

緑に関するイベントの開催

緑とふれあい、緑を考える機会として、イベントなどを実施します。

- ・緑に関するシンポジウムなどの開催
- ・シビックグリーンやみどりの祭典の開催
- ・緑を体験するイベントの開催
- ・市民やNPOなどが主催するイベントの支援



さいたま市緑のフォーラムのパネルディスカッション風景

市内で開催されている主なイベント

時期	イベント名	会場
4月初旬	桜まつり	大宮公園・岩槻城址公園
4月中旬	さくら草まつり	桜草公園
5月上旬	春の園芸まつり(シビックグリーン)	見沼グリーンセンター
	アグリフェスタ	大崎公園
	大盆栽まつり	盆栽村
5月中旬	ばらのまちフェスティバル ばらまつり	与野公園
5月下旬	さいたま市民さつきまつり	さいたまスーパーアリーナ
10月下旬	さいたま市みどりの祭典	見沼グリーンセンター
10月下旬	コスモスまつり	市内4地区
11月中旬～下旬	さいたま市農業祭	見沼グリーンセンター

区の木・区の花などの選定

政令指定都市への移行を受けて誕生した各区に、まちへの愛着を高めるために、区民の参加による区の木・区の花の選定を検討します。

さいたま区民緑花フェアの検討

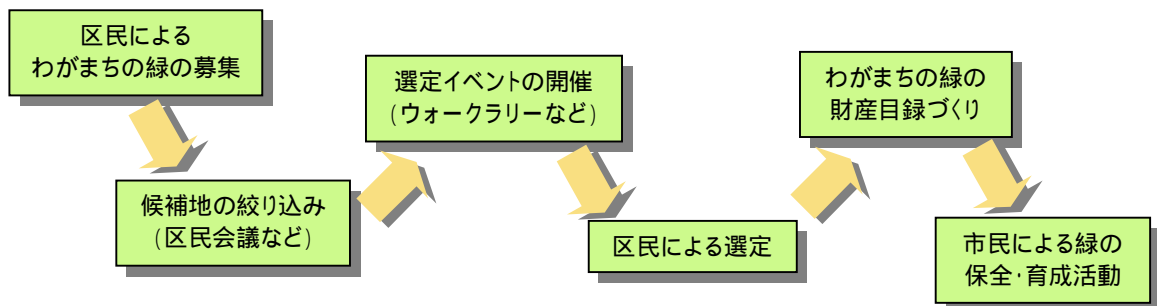
各区が主体となり、市民・団体・事業者と連携・協働して開催運営する区民緑花フェアを検討し、緑のまちづくりに対する意識を高めます。

地域の緑の資源の発掘

地域に点在している屋敷林や庭園は、土地所有者にとって維持管理や周辺との関係などにおいて大変な負担があります。一方で、住民の目を楽しませるなど良好な住環境の形成という観点から重要な緑であり、地域の共有すべき資源として育てていくことが大切です。このため、地域の緑の資源を住民が発掘し、大切にする取り組みを推進します。

- ・ 市民参加による地域に親しまれている屋敷林・庭園などの選定・表彰
- ・ 緑資源の選定と連動したウォークラリーなどの参加プログラムの実施
- ・ 地域の緑の資源マップ・緑の財産目録の作成

地域における緑の財産目録づくりのプロセスのイメージ



緑に関する調査研究の推進

本市には、緑に関する基礎的データが十分に整っていません。このため、緑に関するデータの整備を進めるとともに、整理されたデータを市民に公開していくよう努めます。

基礎的データの整備や調査研究などの実施

緑に関する基礎的データとして、経年的な緑の量の変化や緑の質に関する実態調査を実施します。また、このようなデータを市民・ボランティア・NPO・事業者と共有する基礎資料として活用に努めます。

- ・ 緑に関する年次報告書の発行の検討
- ・ 緑の基礎調査や緑被調査の実施
- ・ 「市報さいたま」やホームページでの情報提供

緑のモニター制度の創設検討

基礎的データの収集や調査研究を市民参加や事業者の協力などによって推進するよう努めます。その方法として、市内の緑の状況などの地域の身近な情報を収集するため、市民参加によるモニター制度の創設を検討します。

(2) 市民・団体・事業者との協働による花と緑づくり

市民・団体・事業者が緑のまちづくりに具体的にかかわることができる仕組みを検討します。特に、未利用地や公共空間などを活用した緑化活動の推進によって、積極的に花と緑の創出に努めます。

オープンガーデンの促進

住宅の庭や事業所の緑は、市内に点在している身近な緑であると同時に、地域の財産でもあります。それらの緑を市民に公開するオープンガーデンの促進に努めます。

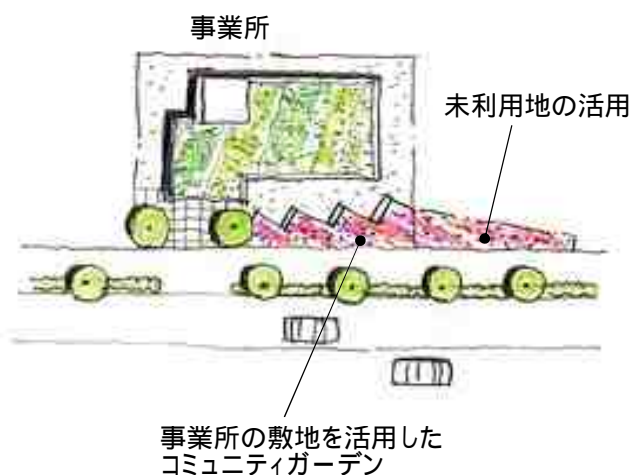
- ・オープンガーデンに対する支援の検討
- ・ガーデンコンテストの開催
- ・盆栽村のオープンガーデンの拠点づくり

コミュニティガーデンづくりの推進

これまで推進されてきた市民花壇を活用した花いっぱい運動をさらに発展させていくために、公共公益施設や未利用地などを有効に活用します。また、市民・ボランティア・NPO・事業者の参加によって公共空間などを緑化する取り組みであるコミュニティガーデンづくりを推進します。

- ・遊休公有地・駅前・区役所などを活用した市民花壇の設置と維持管理
- ・事業者の参加による企業花壇の設置

コミュニティガーデンのイメージ



まちかどに整備された市民花壇(大宮区)



遊休公有地を活用した花壇づくり(大宮区)

用語解説

- オープンガーデン
(P172)
コミュニティガーデン
(P173)

愛着の持てる公園づくり

公園が地域に親しまれ、利用されていくためには、市民のニーズを的確に把握することが大切です。また、多くの公園を効率的に維持管理することや老朽化した公園施設などを再整備(リニューアル)することも必要です。このため、今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。

市民との協働による公園の整備・再整備の推進

公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。

- ・グリーンパラソル推進事業の充実と公園リフレッシュ事業の推進
- ・市民意向を把握した整備・再整備方針の策定
- ・市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくりの検討

公園里親制度の拡充

公園を地域住民などが維持管理・清掃・点検する仕組みとして、公園里親制度の拡充に努めます。

- ・市民や企業などの参加による公園の整備や維持管理の推進
- ・市民の自主的な花壇づくり

公園マネジメントの検討

今後の公園の運営をより市民に密着したものとし、市民に対するサービスを向上するための方策を検討します。

- ・利用者ニーズの把握とニーズを反映する仕組みづくり
- ・住民を中心とした公園の利用ルールづくりの検討
- ・指定管理者制度の活用
- ・事業者を活用した質の高いサービスを提供する公園の運営検討

愛着の持てる樹林地・農地づくり

樹林地や農地を自分たちの庭のように愛着を持って育てていくために、市民やボランティアなどがかわることができる仕組みづくりに努めます。

自然緑地などを活用した緑の育成

市民やボランティアなどが樹林地の保全活動にかかわり、良好な樹林地を育成していくために、自然緑地や市民緑地を活用した参加プログラムの充実に努めます。

農地を活用した緑の育成

農地を活用した体験農園の確保や、そこで活動するボランティアなどの支援に努めます。

用語解説

グリーンパラソル推進事業

(P173)

ワークショップ

(P176)

里親制度

(P173)

指定管理者制度

(P173)

自然緑地

(P173)

市民緑地

(P173)

体験農園

(P174)

(3) 緑の人材の育成と活用

緑や自然を大切にす市民を増やすために、子どもたちを中心とした学習プログラムの推進や緑のまちづくりを担う人材の育成に努めます。また、ボランティアやNPOなどとの連携の強化を進めます。

環境教育・環境学習の推進

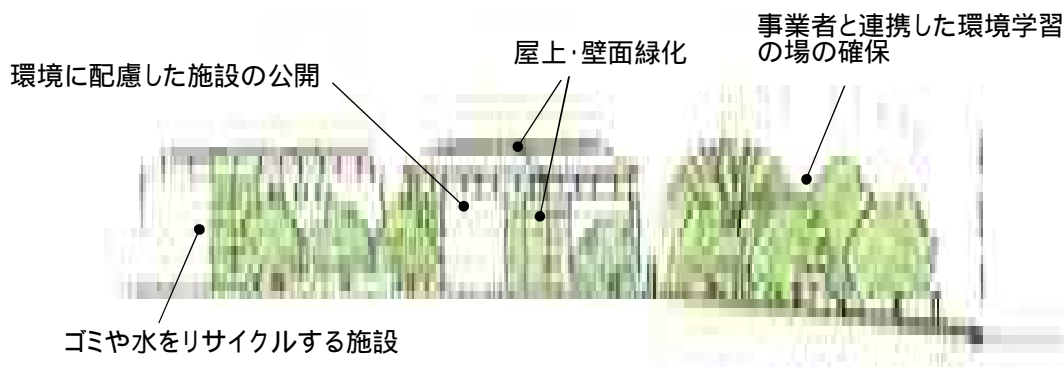
緑や環境に理解を持ち実際に行動する市民を増やすうえで、環境教育・環境学習の役割は大きいものがあります。公園や学校をはじめとする緑空間は、環境教育・環境学習のための重要な場であり、豊富な題材を提供します。今後は、環境教育・環境学習の場となる緑の活用と、有効な学習プログラムづくりに努めます。

環境教育・環境学習のフィールドの活用

環境教育・環境学習を推進する場として、公園や緑地はもとより、土地所有者との連携によって場所の活用に努めます。

- ・公園や緑地を活用した環境学習教室などの開催
- ・学校のビオトープや野外活動センターなどの公共公益施設の有効活用
- ・環境学習の場となる樹林地や農地などを活用した「学習の森・学習の農園づくり」の推進
- ・事業者と連携した環境学習の推進

事業所と連携した環境学習の場のイメージ



環境教育・環境学習プログラムなどの充実

子どもたちに対する学校での環境教育や地域での環境学習を推進するために、学習プログラムの充実やさまざまな学習の機会の提供、NPOとの連携などによる人的支援に努めます。

- ・学校が主体となった環境教育プログラムづくり
- ・親子で学ぶことができる環境学習の機会の提供
- ・市民や事業者に対する環境学習の推進
- ・地域における自主的な環境学習活動の支援
- ・ボランティアやNPOとの連携によるプログラムの充実や指導員などの派遣
- ・環境教育・環境学習に関する情報の収集と提供
- ・環境学習資料や指導資料の作成・配布

用語解説

ビオトープ

(P175)

専門知識や技能を持った市民の育成・活用

緑や花に関する専門的な知識や技能を持つ市民を増やすために有効なプログラムづくりを進めるとともに、このような市民が活躍できる場づくりに努めます。

- ・ 花や緑に関する講習会の開催
- ・ 市民ガーデナーやランドコーディネーターの育成
- ・ 緑に関する専門知識を持つ市民や専門家の育成と活用

緑のボランティア・団体などの育成・支援

花と緑のまちづくりを先導する「花いっぱい運動推進会」や「みどり愛護会」などのボランティアの活動を支援するとともに、NPOなどとの連携の強化に努めます。

- ・ 花と緑のパイロット事業の充実
- ・ 団体間の交流・連携の場づくり
- ・ NPOとの協働による緑の保全や緑化活動などの推進
- ・ 事業者が緑のボランティアに参加しやすい仕組みづくり



「花いっぱい運動推進会」の活動(左右とも)



「みどり愛護会」の活動(左右とも)

用語解説

市民ガーデナー

(P173)

ランドコーディネーター

(P176)

(4) 市民・団体・事業者の取り組みの支援体制づくり

市民・団体・事業者の自主的な取り組みを促進するためには、経済的・技術的な支援をしていくことが求められます。このため、総合的な支援体制づくりを推進します。

緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設

緑の保全や緑化推進を経済的に支えていくために、民間からの寄付金などによる緑の基金の創設を検討します。

- ・(仮)さいたま市花と緑の基金の創設
- ・(仮)見沼ありがとう基金などの地域に特化した基金の創設

市民・団体・事業者の取り組みの支援

市民・団体・事業者の取り組みを支えるために、市はさまざまな支援制度の推進・充実に努めます。

記念樹・苗木などの配布

市民に対する緑化支援として、婚姻・出生などの人生の節目や市が開催するイベントの時に、記念樹や苗木などの配布を行います。

助成制度などの充実

緑化の取り組みを支援する助成制度の充実を検討します。

- ・生垣緑化助成制度の充実
- ・保存樹木指定制度の充実
- ・屋上緑化・壁面緑化などに対する助成制度の創設
- ・民間児童遊園(市民手づくり公園)に対する助成の充実
- ・ボランティアに対する活動助成の充実

緑の相談所などの設置検討

市民への技術的な支援や園芸指導、緑に関する図書・資料を収集した情報発信基地となる緑の相談所の設置を検討します。

- ・緑を愛する市民の交流の場づくり
- ・市民からの緑化に関する身近な相談に応じる花と緑のパイロットの委嘱
- ・緑に関連した資料などの収集と閲覧場所の設置

税制の優遇措置制度などの充実

樹林地を保全していくためには、土地所有者に対する税制の優遇措置が求められます。このため、市は引き続き自然緑地などの税制優遇措置を講じていくとともに、国に対しては、相続税の軽減措置などについて要望していきます。

- ・法律や条例に基づいた税制優遇制度の普及啓発と活用
- ・相続に伴い国に納められた緑地を市や市民が保全する仕組みづくり

用語解説

保存樹木

(P176)

緑の基本計画を支える条例などの充実

この計画を具体的なものとするために、制度の面から支えていく必要があります。このため、さいたま市みどりの条例など、制度の見直しと充実に努めます。

(5) 環境に配慮した緑を確保する仕組みづくり

今後の緑のまちづくりには、緑を増やすという視点だけではなく、どのような緑を確保するのか、そしていかに維持管理していくのかという視点が必要です。このため、緑の質の向上や維持管理をよく考えた仕組みづくりや体制づくりを推進します。

環境に配慮した緑化指導の充実

開発行為や建築行為に対して、それぞれの行為が環境に配慮したものとなるよう、適切な誘導を行う仕組み・体制の強化に努めます。

緑化指導・誘導の充実

開発行為や建築行為に対しては、積極的に緑の確保を求めていくとともに、環境に配慮するよう誘導・指導の強化に努めます。

- ・ 環境影響評価条例による環境への配慮

緑化基準・ガイドラインなどの策定

民間の開発に対して、緑の量や質の確保を促進していくための指針となる緑化基準やガイドラインなどを改定します。特に中心市街地においては、屋上・壁面・人工地盤緑化の促進を含めて、多彩な施設緑化により、緑を積極的に確保するよう誘導・指導の強化に努めます。

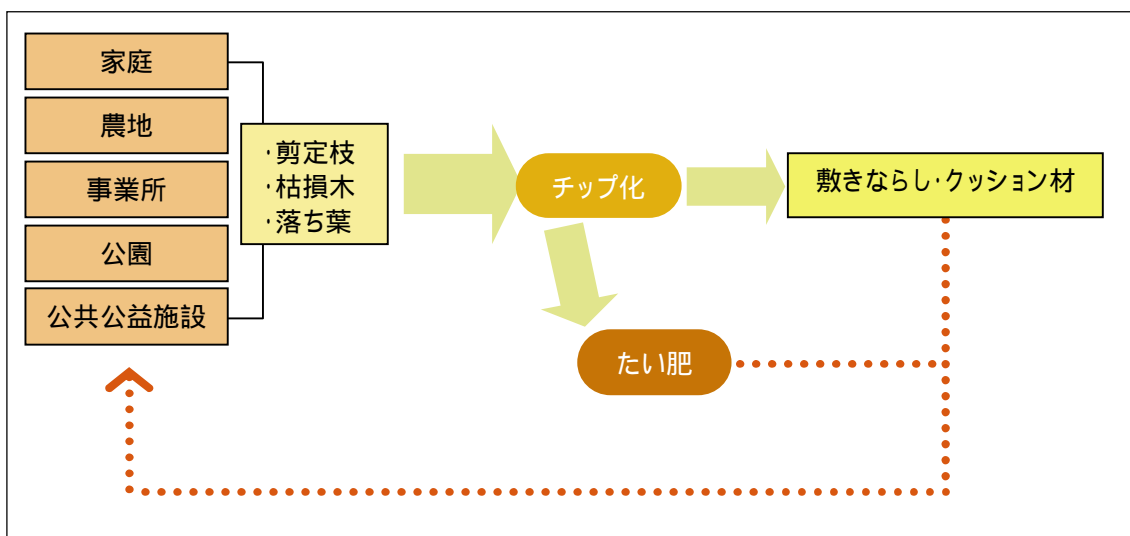
- ・ 民間開発に対する指針・基準の強化・充実
- ・ 中心市街地における緑化基準の強化・充実
- ・ 一般住宅などに対する緑化の手引きの作成
- ・ 優良な緑化モデルの提案

緑のリサイクルの推進

循環型社会を実現するための取り組みとして、公園や道路の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルを行っています。今後は、その充実と、市民や事業者も参加できる緑のリサイクルシステムの構築を検討します。

- ・ 不要樹木などを活用するための仕組みづくり
- ・ 表土の再利用
- ・ 剪定枝・落ち葉などのたい肥化・チップ化の推進と有効利用
- ・ 焼却灰の溶融スラグの活用
- ・ 市民や事業者を含めたりサイクルシステムの確立

緑のリサイクルのイメージ



見沼自然公園内のリサイクルプラント(緑区)

用語解説

- 循環型社会 (P174)
チップ (P174)
溶融スラグ (P176)